

(公社) とくしま森林バンク J-クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 (公社) とくしま森林バンク(以下「バンク」)が、認証取得したオフセット・クレジット(以下「バンク J-クレジット」という。)を、カーボン・オフセットをはじめとした地球温暖化対策及び森林の保全に取り組む者へ販売することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 「J-クレジット」とは、J-クレジット制度認証委員会により、認証発行された二酸化炭素の吸収量をいう。
- (2) 「J-クレジット登録簿システム」とは、J-クレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。
- (3) 「保有口座」とは、J-クレジット登録簿システムにおいて、J-クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設されるJ-クレジットを保有するための口座をいう。
- (4) 「無効化」とは、J-クレジット登録簿上で J-クレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることをいう。

(購入者の募集)

第2条 バンク J-クレジットの購入者(以下「購入者」という。)の募集は、バンクホームページ等により行うものとする。

2 バンク J-クレジットの販売は、バンクが保有する数量の範囲内で行うものとし、バンクホームページに販売できる数量を公表するものとする。

(購入の申込み)

第3条 バンク J-クレジットの購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)は、申請書類(様式第1号及び様式2号)を提出するものとする。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体を対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者、団体
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体
- (5) その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者等

3 第1項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、バンク J-クレジットの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

4 最低販売量は1トン(t-CO₂)とし、1トン(t-CO₂)単位で販売するものとする。

(購入者の決定)

第4条 前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申請書類の内容を確認のうえ、購入者を決定する。

2 購入の適否について購入希望者に書面(様式第3号)により通知するものとする。

(契約書の作成)

第5条 前条第2項の規定により購入者を決定したときは、購入者が保有口座を登録している場合は、契約書(様式4号)、購入者が保有口座を登録していない場合には契約書(様式5号)をバンクが購入者と取り交すこととする。

（売買代金の納付）

第6条 購入者は、バンクＪークレジットの売買代金を、理事長が発行する請求書（様式第6号）により指定された期日までに、納入するものとする。なお納入に要する費用は購入者が負担するものとする

（バンクＪークレジットの無効化及び移転）

第7条 購入者からの売買代金の納入を確認した後、購入者の希望により、以下の処理を行う。

（1）購入者がＪークレジットの無効化を希望する場合、理事長は販売したバンクＪークレジットについて無効化を行うものとする。

（2）購入者がＪークレジットの移転を希望する場合、理事長は、購入者が保有または指定する口座へ販売したバンクＪークレジットの移転手続きを行うものとする。

2 バンクがＪークレジットの無効化を行った場合は理事長が無効化手続き通知書の写しを購入者に送付するものとする。

3 理事長は、前項の手続きが完了した後、すみやかに売買数量等をホームページで公開するものとする。

（証明書の発行）

第8条 理事長は、購入者から希望があった場合、バンクＪークレジット購入の証として証明書（様式7号）を発行するものとする。

（協議）

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、バンクと購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第10条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、徳島県徳島市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。